

# 「平成 29 年度焼津水産ブランド」新規募集・更新要綱

1. 主催 焼津市水産業クラスター協議会（焼津商工会議所）

2. 後援 焼津市

3. 目的 ①焼津市の産業活性化及び商業振興  
②水産資源の幅広い分野への活用及び有効利用  
③環境に配慮した産業の促進  
上記3項目を通じて焼津をブランド化することを目的にする。

## 4. 応募資格

下記の3項目を満たす事業所とする

- ①焼津市内に本社・工場等の拠点をもち個人、法人
- ②焼津水産ブランド事業に対する資金的・人的協力を惜しまない個人、法人
- ③当協議会が実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力すること

## 5. 新規申請商品条件

- ・焼津市内で製造または栽培された水産関連商品。
- ・自社製造商品(※)で既に市販されており、焼津市内で既に販売されている水産関連商品。
- ・申請事業所が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に商品に添付する事業所であること。
- ・関係法令に準拠し、かつ違反していないこと。
- ・同一商品名でフレーバー等により多種類ある商品についてはその商品全体でひとつの登録とする。ただし、その場合は全種類が合格しなければならない。

※ 自社製造商品とは、自社が食品製造業を営み、自社商品として販売するため他社工場（焼津市内外問わず）に委託生産させたものも含まれる。但しこの場合は自社の製品を使いまたは製品開発から関わりをもつことを条件とする。

また、受託企業は委託企業の製品を生産するのみであり、受託企業はその商品をブランド申請できない。

※ 半製品を市内又は市外の企業に生産させ、完成品の工程を自社で行うものも含まれる。

※ 本社が焼津にある企業で、市外の自社工場で生産された商品で自社製造商品として出荷している商品も自社製造商品とする。

## 6. ブランド区分とその審査基準

### （1）焼津水産ブランド（既存認定商品 平成 28 年 4 月 1 日で認定されている商品）

焼津市内で製造された水産関連商品で、平成 28 年 4 月 1 日に更新認定されている認定商品は、自動的に「焼津水産ブランド」に認定される。審査なし。

### （2）焼津水産ブランド（新規認定商品 平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに認定される商品）

#### ◆水産加工食品（通常の食品）

一般審査 公募した一般人による審査。審査項目 「美味しいか」「買いたいか」

専門審査 専門審査員により味・歯ごたえ・香りを審査

#### ◆栄養補助食品

一般・専門家審査 「食べやすいか」「体に良いと思えるか」

※6年間継続認定された場合は、焼津水産ブランドの既存認定品として申請可能である。

その場合は事業所が所定の申請用紙で申請すること。

## 7. 応募方法（様式2のみ新規と更新の用紙が違いますのでご注意ください）

- 申請書
- 添付書類（様式1・2）

以上を、焼津商工会議所に提出する。また、申請者は審査に使用するための商品と、試食用の商品（料理済の物を含む）を無償提供しなくてはならない。（商品の返却はしない）

## 8. 審査方法

- ①焼津水産ブランド審査委員が別紙ブランド基準に基づき審査する。
- ②審査委員会は、専門家と一般消費者で構成する。
- ③審査は審査会での試食審査、申請事業者の説明をもとに審査をする。

## 9. 認定期間

- ①焼津水産ブランド（新規・既存認定品） 2018年4月1日から2020年3月31日の2年間  
※認定期間中に、必要に応じて商品及び商品に関わる書類の提出を求める場合がある。

## 10. 認定の取り消し

- ・認定品は、消費者からのクレームがあった場合及び焼津水産ブランドの信用を傷つけ、その目的遂行に反する行為をおこなった場合は、協議会の決定によって認定を取り消す。認定を取り消された場合には、取り消しの日からその効力は消滅する。
- ・認定期間中に、申請事業所による食に関する事故（食中毒等）が起きた場合は、その原因を確認の上、その企業の責任が明確な場合は、認定を取り消す。
- ・認定事業所が倒産した場合は、認定を取り消す。
- ・認定事業所から認定の取り消しの申し出があった場合に、取り消しを行う。ただし、その年度に発生した認定料、空港棚代等の徴収は行い、年度途中取り消しであっても代金の返金は行わない。

## 11. 更新

継続認定(更新)を希望される場合は、所定の更新申請書を下記の期間中に当所へ提出する。

## 12. 申請料

0円

## 13. 登録料

登録料      既存認定品    2万円（2年間）                      新規認定商品    1万円（2年間）

## 14. 認定商品に対する特典

- ①認定商品は、製品への焼津水産ブランドマークの表示使用を許可する。但しブランドマークの表示は自社で行う。ブランドマークの購入を希望する事業者には販売する。ブランドマークの使用料は、別途販売基準に基づき費用請求する。
- ②認定商品は、広く消費者にPRするため、マスコミへの積極的な情報提供を行い、焼津水産ブランドホームページへ掲載する。
- ③静岡商工会議所との合同商談会への参加。
- ④富士山静岡空港2階売店（有料）、うみえ～焼津、新東名静岡SA、焼津さかなセンター内マルヨウ増田商店での販売。
- ⑤商品開発で専門家による指導。
- ⑥焼津駅構内「焼津地場産品展示コーナー（有料）」、焼津さかなセンター内焼津市観光協会ブース（無料）への展示
- ⑦展示会や商談会に出展した事業所への出展料補助をおこなう。

## 15. 更新申請・新規応募期間

【焼津水産ブランド 既存認定商品】  
9月1日～9月30日

【焼津水産ブランド 新規認定商品】  
9月1日～10月31日

## 16. 審査・発表（予定）

【焼津水産ブランド 既存認定商品】                      【焼津水産ブランド 新規認定商品】  
協議会への報告1月    発表2月                      審査会11月30日    発表2月  
※3月の認定証授与式の模様をプレスへ発表いたします。（予定）

## 17. 応募用紙類及び添付書類

会議所所定の応募用紙を当所に請求または焼津商工会議所のホームページ上からダウンロードしてください。商品の紹介パンフレット等がある場合は、申請時に提出してください。

### 【応募・問合せ先】

焼津商工会議所 焼津市水産業クラスター協議会担当

焼津市焼津4-15-24 TEL 628-6251 FAX 628-6300

URL : <http://www.yaizucci.or.jp> E-mail : [ycci-murase@thn.ne.jp](mailto:ycci-murase@thn.ne.jp)